

議案第五八号

三朝町取員定数条例(昭和二十八年三朝町条例第七号)の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十四年九月二十六日原案可決

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町取員定数条例の一部を改正する条例
第二条を次のように改める

町長補助機関
一 事務吏員
二 技術吏員
三 その他の取員
通じて七三人

とあるを

町長補助機関
一 事務吏員
二 技術吏員
三 その他の取員
通じて七五人

に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年九月一日から適用する。